

復興を歩む

vol.6

被災家屋等の解体工事

「被災家屋等の解体工事」とは、東日本大震災により被災した家屋及び長期避難に伴い荒廃した家屋等を、国（環境省）が解体撤去する事業です。

村内には、全村避難の影響で荒廃した建物が数多くあります。村は、これらが村民の生活再建や村の復興事業の妨げとならないよう、除染事業と合わせて解体工事を実施できないものか国に対して提案を行っており、その結果、津波被災地域外での事業実施が可能となったという経緯があります。

今年の1月5日から2月27日までの受け付け期間で972世帯から申請があり、物件数では3343件を受け付けています。業者の選定などは年度当初から行われ、実際の解体工事は、この秋から実施されることとなりました。9月25日現在、23件について

ては解体発注済み、さらに今後、切れ目無く発注が行われる予定です。また、解体後の建て替え予定などについて、申請済みの世帯にアンケートを実施。母屋の建て替えを予定している世帯については、生活再建の計画に直接影響するものと見なし、その解体を優先して実施することとしています。

解体工事は、来年度も継続して、順次実施されます。解体件数が非常に多いため、各家庭へ具体的なスケジュール等をお知らせするまでしばらく時間をいただきますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

この事業についてのお知らせ

解体工事を希望される方のために、新規または追加の申請受け付けが実施されます。

平成27年10月19日(月)～10月25日(日)

申し込み場所: 飯野出張所2階 A会議室

受け付け時間: 午前9時から午後4時

持参物: 配置図(除染計画で使用した航空写真等)、現況写真、罹災証明(母屋のみ)

問 総務課総務係
(飯野出張所 ☎024-562-4200)

この期間の申請受け付けが最終となります。希望される方は忘れずに申請してください。

シルバーウィーク期間中に、間もなく始まる解体工事の準備をしていた齋藤昌良さんと妻の眞喜子さん(深谷)。昌良さんが生まれ育ち、夫婦で3人の子育てをしてきた思い出深い母屋ですが、ネズミの被害などで荒れてしまい、解体して建て替えることを決めました。「墓参りに来てくれた人が泊まれるよう家をつくりたい。この事業があってありがたいと思うよ」